エ　チャネル間隔が30MHzのもの　30MHz
オ　チャネル間隔が40MHzのもの　40MHz
カ　チャネル間隔が50MHzのもの　50MHz
キ　チャネル間隔が60MHzのもの　60MHz
ク　チャネル間隔が70MHzのもの　70MHz
ケ　チャネル間隔が80MHzのもの　80MHz
コ　チャネル間隔が90MHzのもの　90MHz
サ　チャネル間隔が100MHzのもの　100MHz

⑵　第49条の６の12第１項に規定する陸上移動局の無線設備

ア　チャネル間隔が10MHzのもの　10MHz
イ　チャネル間隔が15MHzのもの　15MHz
ウ　チャネル間隔が20MHzのもの　20MHz
エ　チャネル間隔が40MHzのもの　40MHz
オ　チャネル間隔が50MHzのもの　50MHz
カ　チャネル間隔が60MHzのもの　60MHz
キ　チャネル間隔が80MHzのもの　80MHz
ク　チャネル間隔が90MHzのもの　90MHz
ケ　チャネル間隔が100MHzのもの　100MHz
コ　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値
サ　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからケまでに定める値

⑶　第49条の６の12第２項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

ア　チャネル間隔が50MHzのもの　50MHz
イ　チャネル間隔が100MHzのもの　100MHz
ウ　チャネル間隔が200MHzのもの　200MHz
エ　チャネル間隔が400MHzのもの　400MHz
オ　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値
カ　陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

［第13～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１～３　略］

［第13～第29　同左］

第30　［同左］

［１～３　同左］